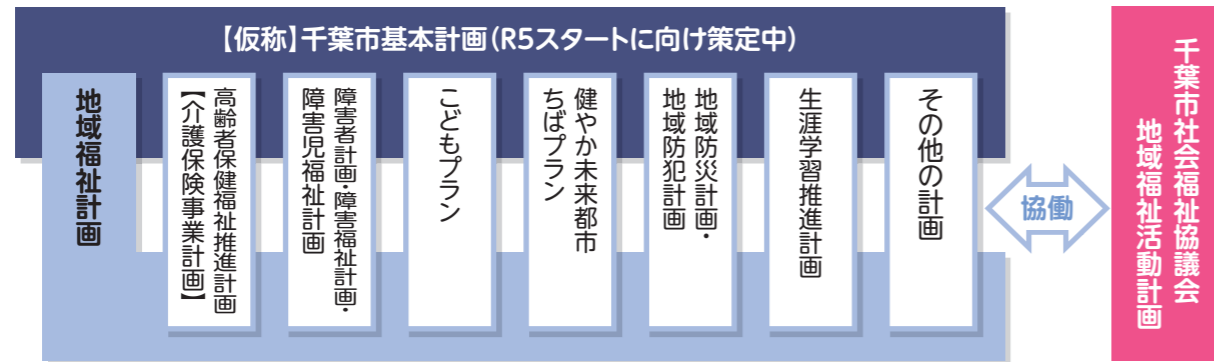


## 千葉市地域福祉計画との連携

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

千葉市が策定している「地域福祉計画」とは、「千葉市と本会の協議の場」を活用し、協働を深めることにより、互いに補完・連携し、一体的な推進を図っています。



## 計画の推進と評価

### 計画の推進主体

本計画の推進主体については、本会が中心になり、地区部会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉法人などの地域福祉に関わる関係機関・団体、住民、行政、企業、協同組合等と連携・協働しながら、計画的に地域福祉を推進します。

### 進行管理と評価

本計画の進行管理・評価については、PDCAサイクルを導入し、「本会 地域福祉活動計画推進委員会」(以下「推進委員会」という。)において、事業の進捗状況に応じて「報告・評価(提言)」を行います。

推進委員会は、本会会長の諮問機関として、計画の進捗状況の確認及び結果・成果を評価するとともに課題の検討等を行い、年度ごとに会長に答申します。会長は、本計画の進捗状況及び評価の結果を年度ごとに理事会に報告します。

また、本計画の進捗状況及び評価の結果を本会ホームページなどの情報媒体を活用して公表します。



第7次地域福祉活動計画  
千葉市社協行動プラン【概要版】

作成：令和4年3月

発行／社会福祉法人千葉市社会福祉協議会  
〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2  
TEL.043(209)8884 FAX.043(312)2442  
URL. <http://www.chiba-shakyo.jp/>

つなぐ・つながる・ひろめる

概要版

# 千葉市社協行動プラン

第7次地域福祉活動計画

令和4年度  
(2022年)

令和8年度  
(2026年)



社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

# 千葉市社協行動プラン体系図

地域福祉活動計画とは

本計画は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定を受けて策定する、地域住民や社会福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取組みが盛り込まれた民間の行動計画です。



## 基本理念



共に手を携える地域社会の実現に向けて

## 基本目標

基本目標1

### 地域を支える環境づくり

一人ひとりの住民が自発的に生活課題に取り組む意欲を持ち、また幅広い世代に地域づくりは自分たちの課題であるという意識を醸成し、主体的な参加を推進します

基本目標2

### お互いが見守り・支えあう地域づくり

その人らしく住み慣れた地域で暮らせるように地域全体で助け合い、支えあうしくみづくりや、顔の見える関係を築くことが出来る場、活動・交流する場を支援します

基本目標3

### 誰もがつながり安心して暮らせるしくみづくり

本会の生活支援を担う部署間で連携し、どんな相談にも寄り添い、解決に向けて支援する体制を構築するとともに、多様な団体との連携に努め、ネットワークの強化を図ります

## 施策の方向性

施策の方向性1

### 学びの場をつくり、福祉人材を育成する

施策の方向性2

### 身近な地域で支援が届くしくみをつくる

施策の方向性3

### いきいきと暮らせる地域をつくる

施策の方向性4

### どんな相談にも寄り添う体制をつくる

施策の方向性5

### 地域の様々な団体と連携・協働する

## 取組項目

- 1 ボランティア活動等の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 成年後見制度の普及・啓発
- 4 地区部会活動従事者に対する研修の実施
- 5 民生委員・児童委員に対する研修の実施



- 6 **重点** 見守り活動の促進
- 7 **重点** 地域支えあい活動の促進
- 8 子どもの居場所づくりへの支援



- 9 **重点** ふれあい・いきいきサロンの促進
- 10 ふれあい・子育てサロンの促進
- 11 ふれあい・散歩クラブの促進
- 12 ふれあい食事サービス事業への支援
- 13 **新規** 多世代交流等の推進



- 14 **重点** コミュニティソーシャルワーク機能の強化
- 15 地域生活課題の解決に向けた支援



- 16 **新規** 権利擁護のネットワークづくり
- 17 大学と地域の連携の推進
- 18 **重点** 社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進
- 19 **新規** NPO・団体との連携・協働
- 20 企業等との連携・協働
- 21 **重点** 災害時の体制整備の強化